

オンライン本会議の有効化に向けた地方自治法の改正について

関東部会提出

令和2年4月30日付け、総行第117号により「新型コロナウイルス感染症対策に係る地方公共団体における議会の委員会の開催方法について」の文書が総務省自治行政局行政課長から発出されております。

この通知により、委員会の開催についてはオンラインを用いた委員会を開催している地方議会が散見され、コロナ禍においても議会の機能権能を維持しつつ、委員会開催の有効な手段として認められはじめているところです。

このような状況から、今後、将来に向けてもオンラインを用いた議会運営は、感染症対策だけではなく、大規模災害発生時や日常生活のなかでの育児・看護・介護などの場面でも効果を発揮するものと考えます。そして究極の目的としては本会議においてもオンラインを用いた会議運営も可能とすることが、議会運営の選択肢を増やすことにもつながり有用と考える次第です。

以上のような理由から、オンラインでの本会議出席が可能となるよう、地方自治法の改正の検討に早期に着手するよう要望します。